

平成 30 年度学校安全教室指導者講習会実施要項

平成 30 年 5 月 25 日 決定
東京都教育庁指導部指導企画課

1 ねらい

学校や地域における事件・事故、災害被害を未然に防止し、子供を様々な危険から守るために、子供たち自身に危険を予測し、回避する能力を身に付けさせる学校安全教室等の重要性が高まっている。

このような状況に照らして、都内全公立学校等を対象とする平成 30 年度学校安全教室指導者講習会を開催し、幼児・児童・生徒に、自らを守り、他者や社会を支える安全対応能力を育成できる指導者を養成する。

2 概要

(1) 主催 文部科学省、東京都教育委員会

(2) 開催日時、会場一覧

	日 時		会 場	内 容
第1回	平成30年 7月31日(火)	午前10時から 午後0時30分まで	たましん RISURU ホール	○実践発表 ○全体講義 ・「防災ノート～災害と安全～」を活用した災害安全の推進について 講師：慶応義塾大学 大木准教授 ・「安全教育の今後の展開」 講師：文部科学省 吉門調査官
第2回	平成30年 7月31日(火)	午後2時から 午後4時30分まで	たましん RISURU ホール	
第3回	平成30年 8月6日(月)	午前10時から 午後0時30分まで	文京 シビック ホール	
第4回	平成30年 8月6日(月)	午後2時から 午後4時30分まで	文京 シビック ホール	

(3) 内容

- 実践発表 「安全教育推進校発表」
- 全体講義 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課安全教育調査官 吉門 直子
「安全教育の今後の展開」
慶応義塾大学 准教授 大木 聖子
「防災ノート～災害と安全～」を活用した災害安全教育の推進について

(4) 受講対象者

- ・ 公立幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校及び中等教育学校の教職員
- ・ 教育委員会指導主事
- ・ 各警察署員・消防署員等

ただし、公立学校（園）においては、必ず各校（園）から1名以上が参加するものとする。

なお、都立高等学校については、課程ごとに1名以上が参加するものとする。

(5) サービスの取扱い

サービスの取扱いは、都立学校に勤務する教職員においては、「研修出張」とする。